令和3年

第5回教育委員会(定例会)会議録

令和3年 第5回教育委員会(定例会)会議録

期日:令和3年4月21日(水)

開会:午後1時30分 閉会:午後2時30分

場所:上天草市役所松島庁舎2階会議室

1 会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 令和3年第4回(4月定例会)の承認について

日程第3 教育長諸般の報告

日程第4 非公開とする審議事項について

日程第5 [議案第42号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第6 [議案第43号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第7 [議案第44号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第8 [議案第45号] 令和3年度就学援助の認定について

日程第9 [議案第46号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第10 「議案第47号]上天草市地区公民館主事の解任及び任命について

日程第11 「議案第48号] 上天草市スポーツ推進審議会委員の任命について

日程第23 諸報告

2 出席委員

山下勝一(委員)、柗本修吾(委員)、濵崎千賀子(委員)、辻本幸之助(委員)、 高倉利孝(教育長)

3 欠席委員

なし

4 議場に出席した者

赤瀬耕作(学務課長)、濵岡祐功(社会教育課長)、松田真也(教育審議員)、川本宜史(学務課長補佐)、小浦嘉彦(社会教育課長補佐)、渡辺龍也(学務係長)

5 教育長の報告の趣旨、議題及び議事の大要、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、 質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項 以下のとおり 開会 午後2時00分

○教育長(高倉利孝君) それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、これより令和3年第5回上天草市教育委員会定例会を開会いたします。会議日程はお手元に配布してあるとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○教育長(高倉利孝君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名に辻本委員及び宮﨑学務課長補佐を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 令和3年第2回(2月定例会)及び第3回(3月臨時会)会議録の承認に ついて

- ○教育長(高倉利孝君) 次に日程第2。「令和3年第2回(2月定例会)及び第3回(3月臨時会)会議録の承認について」を議題といたします。皆さんには会議の案内と一緒に配布しておりましたが、何か質疑等がありましたらよろしくお願いいたします。
- **〇学務課長補佐(宮崎真司君)** 各委員の皆様よりご指摘いただきました文字等の修正につきましては、事務局で修正させていただきますのでよろしくお願いします。
- ○教育長(高倉利孝君) よろしいですか。それではお諮りいたします。第2回定例会及び第3回臨時会の教育委員会会議録については承認することにご異議ございませんか。

[「異議ありません」という声あり]

○教育長(高倉利孝君) 全員ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

日程第3 教育長諸般の報告

○教育長(高倉利孝君) 次に日程第3。教育長諸般の報告を行います。資料は議案書の1ページをご覧ください。たくさんございますが、例年のいろんな会議等の内容でございますので、今回は、小学校の卒業式だけについて報告いたします。3月23日・24日に、小学校の卒業式がございました。それぞれ委員さん方には告辞のため御出席いただきありがとうございました。小学校の卒業式いかがだったでしょうか。私はとてもシンプルで短時間にまとめられ、よかったと思いました。本来の目的は卒業証書授与ですので、一人一人に校長先生から手渡され、とてもよかったと思います。最近は歌が多いとか、呼びかけが長過ぎとか、ショーになっているという声も聞かれておりました。また卒業式の練習にかなりの時間が費やされておりました。これからはあるべき姿に近づいていくのではと感じたところです。この機会に、卒業式の在り方を、見直すべきと考えます。以上で、教育長諸般の報告を終わります。

日程第4 非公開とする審議事項について

○教育長(高倉利孝君) 次に、日程第4。「非公開とする審議事項について」意見を伺います。 日程第5「議案第42号」、日程第6「議案第43号」、日程第7「議案第44号」、日程第8「議 案第45号」及び諸報告の第2の「不登校児童・生徒の状況について」、第3の「いじめの状況 について」、第4の「教職員の勤務時間管理について」は、プライバシー保護のため、秘密会議 といたしますが、これにご異議ありませんか。

[「異議ありません」という声あり]

○教育長(高倉利孝君) 異議なしと認め、「議案第42号」から「議案第45号」まで、及び諸報告の第2、第3、第4につきましては、秘密会議といたします。

日程第5 議案第42号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

- ○教育長(高倉利孝君) それでは、日程第5。議案第42号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」を議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。
- ※【 議案第42号から議案第45号までは秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

※【秘密会議終了】

日程第9 議案第46号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

- ○教育長(高倉利孝君) それでは、日程第9。議案第46号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- ○学務課長(赤瀬耕作君) 議案書の6ページをお願いいたします。議案第46号「専決処分の 報告並びにその承認を求めることについて」。令和3年度湯島小中学校の学校医の委嘱につい て、上天草市教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、次のとおり専決処分し たので、同条第2項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものです。令和3年4月2 1日提出。上天草市教育長、高倉利孝。専決第16号「湯島小中学校医の委嘱について」。学校 保健安全法(昭和33年4月10日法律第56号)第23条第1項及び同条第2項の規定に基 づき、湯島小中学校の学校医を次のとおり委嘱することとする。令和3年3月30日専決。上 天草市教育長、高倉利孝。委嘱する者、学校名、湯島小学校及び湯島中学校。学校医名、吉村 文孝、湯島へき地診療所所長です。任期は令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。提 案理由については、湯島小中学校の学校医については、湯島診療所の医師が異動により未定で あったことから学校医の委嘱ができなかったが、同診療所医師が決定され、令和3年3月26 日付で学校医として承諾があったことから、学校保健安全法第23条第1項及び同上第2項の 規定に基づき、学校医を委嘱する必要があります。なお、附属機関の委員その他の非常勤の職 員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定によ り教育委員会に諮る必要があるが、令和3年4月1日から委嘱するため、その承認について緊 急を要し、委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるため、同規則第4条第1項の規 定により専決処分し、同条第2項の規定により委員会に報告し、その承認を求めるものです。 これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議いただき、ご承認くださいますようお 願いします。
- **〇教育長(高倉利孝君)** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。

[「ありません」という声あり]

〇教育長(高倉利孝君) それでは、お諮り致します。議案第46号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

「「異議ありません」という声あり]

〇教育長(高倉利孝君) ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、 承認することに決定しました。

日程第10 議案第47号 上天草市地区公民館主事の解任及び任命について

- ○教育長(高倉利孝君) それでは、日程第10。議案第47号「上天草市地区公民館主事の解任及び任命について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- **〇社会教育課長(濵岡祐功君)** 議案書 7 ページをお願いします。議案第47号、上天草市地区 公民館主事の解任及び任命について、ご説明いたします。社会教育法第28条の規定に基づき、

地区公民館主事を次のとおり解任及び任命するものでございます。維和地区、阿村地区及び教良木地区から、業務等の都合による変更の申し出がありましたので、議案書記載のとおり公民館主事を解任及び任命するものでございます。地区公民館主事の任期は、前任者の残任期間の令和3年5月1日から令和4年3月31日まででございます。提案理由といたしましては、地区公民館の円滑な運営を図るため、公民館主事を解任及び任命するもので、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第18号のその他特に重要な事項に関する事項に該当するので教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

〇教育長(高倉利孝君) 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。

[「ありません」という声あり]

○教育長(高倉利孝君) それでは、お諮り致します。議案第47号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

[「異議ありません」という声あり]

○教育長(高倉利孝君) ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、 承認することに決定しました。

日程第11 議案第48号 上天草市スポーツ推進審議会委員の任命について

- ○教育長(高倉利孝君) それでは、日程第11。議案第48号「上天草市スポーツ推進審議会委員の任命について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- ○社会教育委課長(濵岡祐功君) 議案書9ページをお願いします。議案第48号、上天草市スポーツ推進審議会委員の任命について、ご説明いたします。上天草市スポーツ推進審議会条例第3条の規定に基づき、次のとおり任命するものでございます。任命する者につきましては、議案書に記載しております加藤新一郎氏他12名でございます。新規任命者は、1番、加藤新一郎氏、5番、赤瀬恵子氏、9番、坂中孝臣氏、10番、山口浩之氏、12番、橋口辰樹氏、13番、野村英隆氏の6名でございます。他7名につきましては、再任者でございます。委員の選出につきましては、松島総合運動公園及び大矢野総合スポーツ公園の両館長並びに市内の小中学校長から選出するなど、幅広くご意見をいただくための委員選出を行っております。なお、現在、市議会から1名の委員を選出していただくよう依頼しているところでございますが、市議会議員の改選のため、委員が決定しておりませんので、市議会から回答があり次第、教育委員会に議案として提出させていただく予定です。委員の任期につきましては、令和3年5月1日から令和5年4月30日の2年間でございます。提案理由といたしましては、委員の任期満了に伴い委嘱するもので、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。
- **〇教育長(高倉利孝君)** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。

[「ありません」という声あり]

〇教育長(高倉利孝君) それでは、お諮り致します。議案第48号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

[「異議ありません」という声あり]

○教育長(高倉利孝君) ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、 承認することに決定しました。 日程第23 諸報告

- ○教育長(高倉利孝君) 次に、日程第23。諸報告に入らせていただきます。まず、報告第1 「5月の行事予定について」の説明をお願いします。
- ○教育審議員(松田真也君) 資料の11ページをごらんください。5月の主な行事予定ですが、7日、特別支援教育の担当者会議、それから14日、5月の市内校長会議、18日、特別支援教育連携協議会、それから20日が教育委員会、14時からになっております。21日、特別支援教育全体会議、特別支援が三つ5月は入ってまいります。それから、社会教育のほうで、同じく21日、人権教育推進協議会の総会、9時半から松島庁舎でございます。それから青少年育成市民会議10時半から松島庁舎でございます。それから、25日・26日、第1回目の校長ヒアリングを行います。27日が全国学力学習状況調査です。例年よりもひと月遅れて、実施されますが、今年度は、英語のリスニングテストがございません。28日が市内の教務主任研修会となります。5月の行事予定につきましては、以上です。
- ○教育長(高倉利孝君) 29日の招待中学軟式野球大会は、これは実施ですか。
- **〇教育審議員(松田真也君)** はい。野球大会は実施です。23日の熊本県婦人会総会も、実施の予定でございます。
- **〇教育長(高倉利孝君)** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

[「ありません」という声あり]

- ○教育長(高倉利孝君) 次の報告第2、第3、第4は秘密会議といたします。
- ※【 報告第2、第3、第4は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】
- ※【秘密会議終了】
- ○教育長(高倉利孝君) 次に、報告第5「夏季休業中の小中学校閉庁期間について」説明をお願いします。
- ○教育審議員(松田真也君) 夏期休業中の閉庁期間でございます。委員の皆様に今日お配りしております年間計画の8月のところを見ていただくとわかりやすいかと思います。例年、8月の13日・14日・15日の3日間の閉庁日とするというところでやってまいりました。今年度の場合は、働き方改革等も踏まえまして、夏の休みがとりやすい形で閉庁日をふやせないかという校長会の意見の要望がありました。天草市、苓北町の状況をお聞きして、それから1番進んでおります熊本市あたりはもう夏休みお盆のところ、10日間、休みになるというような御意見をお聞きした上で、今年度は、10日、11日、12日、13日、平日で4日間の閉庁日を設け、その前後の休みとあわせて最大9日間、先生方もお盆のところで休みいただけるように考えております。以上です。
- **〇教育長(高倉利孝君)** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

[「ありません」という声あり]

- **○教育長(高倉利孝君)** 次に、報告第6「事故報告について」説明をお願いします。
- ○学務課長(赤瀬耕作君) 資料はございませんが、姫戸中学校において発生した事故について報告します。内容については、学校主事の草刈作業中に発生した、石跳ねによる車両物損事故で、事故の相手方は日立キャピタルオートリース(株)です。松島町阿村の滝本自動車が実質所有で、事故の程度は自動車助手席側の窓ガラスを破損したものです。現在、保険手続き中で、和解及び損害賠償額が決定した時点で、地方自治法第96条第1項第12号及び13号に基づき、市議会に上程いたします。その際には、教育委員会にもお諮りしますので、事前に報告す

るものです。

- ○教育長(高倉利孝君) 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、 何か質疑はございませんか。
- **○委員(山下勝一君)** 特段ありませんが、保険金で解決できて、問題があるということではないんですよね。
- **〇学務課長(赤瀬耕作君)** 保険会社の手続きの方も進んでおりまして、物損の保険対応ということになります。賠償問題につきましては、議決案件ということになりますので、全てにおいて今回のような賠償支払いが発生した場合は、議決をしていただくということとなりますので、その前に教育委員会に報告させていただく予定でございます。
- **〇教育長(高倉利孝君)** 他にございませんか。

[「ありません」という声あり]

- ○教育長(高倉利孝君) 次に、報告第7「新型コロナウイルス感染症予防対策レベルについて」 説明をお願いします。
- ○学務課長(赤瀬耕作君) 資料は13ページです。今回、熊本県と上天草市リスクレベルが統一されたことから、教育委員会の対応レベル表を変更したので報告します。市のリスクレベルが7段階から5段階へ変更がありましたので、判断基準に合わせ、学校の判断基準と具体的な対応例を設定しています。赤は追加、緑は削除となっています。大きく見ますと、以前からプラス2とかプラス3の表記が上天草市のレベル表記でございましたが、ここのところがなくなって繰り上がった形になります。学校の具体的な対策につきましては、基本的に、3プラスからが同居家族の症状が見られなくなるまでということで、レベル2でしたが、3プラスがなくなった関係で、すり上がりまして、特別警報の4、市内で感染者が発生又は上天草市近隣地域で新規感染者の発生かつクラスターが、発生した場合がレベル4対応する内容にしました。学校等から問合せがあった場合は、この表で対応したいと考えております。以上です。
- **○教育長(高倉利孝君)** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。
- ○学務課長(赤瀬耕作君) 追加でよろしいでしょうか。このリスクレベルにつきましては、熊本県と上天草市のレベルがございます。学校から問い合わせがあった件で、熊本県のリスクレベルが上がった場合は、上天草市のレベルも上がるのかという質問がございましたので、この場合はあくまで上天草市のリスクレベル対応の判断基準に基づく対応をいたしますので、全てが同じで動くようなことではないということでご承知ください。
- **〇委員(山下勝一君)** 今は上天草市のレベルは3ですよね。
- **〇教育部長(山下 正君)** 今はレベル3です。昨日の発表でレベル3ですので、2週間をそのまま過ぎた場合は、レベルが2に戻ります。
- **〇学務課長(赤瀬耕作君)** 国の衛生管理関係の基準に変更はありませんので、基本的な対応は 同じ対応となり、そのレベルに合わせた、今までの上天草市の判断基準に合わせた形で学務課 の具体的な対応例を記載しているということです。
- **〇委員(山下勝一君)** 例えば、発生があったとか隣の市でクラスターが発生したり新規感染者が発生した場合は、2週間ごとではなく、それを受けて変更されるのですか。
- **〇教育部長(山下 正君)** はい。事務局の判断でしておりますので、それがいつ変わるかというと、2週間で何も無かったら戻りますということです。
- **〇委員(山下勝一君)** その都度ということですね。
- **〇教育部長(山下 正君)** そうです。
- **〇教育長(高倉利孝君)** 他にございませんか。 以上で、予定された諸報告は終わりました。 そのほか、事務局からの追加報告等はありませんか。

○教育長(高倉利孝君) それでは以上で予定された案件はすべて終了いたしました。これをもって、令和3年第5回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。 閉会 午後2時30分